

# 産業常任委員会の記録

(農林振興課)

|   |  |
|---|--|
| 招 集 年 月 日                                 | 令和6年3月5日(火)  |
| 招 集 の 場 所                                 | 松野町議会議場  |
| 開 会                                       | 3月8日(金) 午前 8時58分   |
| 閉 会                                       | 同 上 午前10時17分   |
| 出 席 委 員                                   | 安西 博文、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、<br>山石 恭助、山田 寛二                           |
| 欠 席 委 員                                   |  |
| 付 議 事 件 説 明<br>の た め 出 席<br>し た 者 の 職 氏 名 | 町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫<br>課長 小西 亨、課長補佐 中平 大介<br>係長 細川 洋一、係長 古谷 直樹、係長 石川 玲子 |
| 職 務 の た め 出 席<br>し た 者 の 職 氏 名            | 議会事務局長 大谷 吉廣、書記 岡崎 智恵子   |
| 付 議 事 件                                   | 1 議案第12号「令和6年度松野町一般会計予算」   |

|       |  |
|-------|--|
| 安西委員長 | <p>議案第12号「令和6年度松野町一般会計予算」、農林振興課・農業委員会所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>   |
| 小西課長  | <p>(業務計画について業務計画書により説明)</p> <p>議案第12号、令和6年度松野町一般会計予算のうち、農業委員会及び農林振興課所管分について説明申し上げます。予算書についても、できるだけ簡略化させていただき、主要事業のみ資料で別途、説明申し上げます。ご了解願います。</p> <p>では、歳出予算から説明します。予算書は76ページ～77ページ上段、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費は、11,510千円を計上しており、その主な内容は、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、事務局職員1名と、会計年度任用職員1名の人件費のほか、研修や諸会議のための旅費、県農業会議会費など事務経費であります。</p> <p>予算書77ページ～78ページ上段、6款、1項、2目 農業総務費は、27,382千円を計上しています。予算の主な内容は、事務局職員3名分の人件費のほか、鬼北地区農業改良普及事業推進協議会などへの会費、78ページに移り、負担金として町土地改良区への運営補助金1,051千円のほか、町農業再生協議会へ支出する経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金2,213千円であります。</p> <p>予算書78ページ～79ページ上段、6款、1項、3目 農業振興費は、27,758千円を計上しています。農業振興に係る会計年度任用職員1名に関する人件費、14節の工事請負費に、吉野にある山菜等加工創作館の解体工事費5,906千円、18節の負担金、補助及び交付金が主なものであります。79ページの18節には、鬼北地域農業振興協議会負担金704千円のほか、各種協議会の負担金と農業振興費補助金として9,189千円、農業団体補助金750千円、松野町特産品振興支援事業費補助金2,400千</p> |

円、棚田保全活動支援事業費補助金500千円、鬼北ライスセンター改修事業負担金2,929千円を計上しています。

新規部分については、資料を作成しているので説明します。資料1ページ、桃の振興対策についてであります。この件につきましては、再三、議会でも質問、答弁を繰り返してきたものであります。桃農家へのアンケート、取りまとめを実施し、また、関係機関との協議や、一部先進事例の視察なども行い、取りまとめたものであります。今回の支援策では、新植、改植へのサポート、いや地対策、作業支援など行政ができる支援の内、意見を受けたものに対応しています。

既に、苗木補助や資材支援、土づくり対策などには対応しているため、ニーズのあった必要部分を追加しています。補助金額は、総額で994千円であり、前年比550千円増額で、倍増させています。その他の意見としては、JAの販売体制や収益性への意見、指導機関の専門性への意見などがありました。それについては、関係機関と情報共有の上、今後の対応を協議している途中であります。各組織の体制に係る部分への意見もあるため、全てが早急に対応できるものばかりではないですが、産地維持のためにもできるだけスピード感を持ち、対応いただけるよう努めていきます。

資料2ページ、棚田保全活動支援事業であります。奥内地区の重要文化的景観、つなぐ棚田遺産等の指定により、地域活動、農業の維持、棚田保全活動等を実践されていますが、県の当事業を活用して、棚田の保全にかかる部分をサポートするものであります。定額補助を受け、1団体の年間の上限金額500千円を活用して、草刈り用の機器の購入を行うものであります。

資料3ページ、JA施設の改修に対する負担金であります。鬼北町芝にあるライスセンターが老朽化し、2系統ある受け入れが両方とも不安定になり、改修が必要となり対応するものであります。現在の受け入れ量の推移や、カントリーエレベーターとのバランスを

みて、1系統のみを改修します。事業費の1/3を関係自治体に負担要望があり、荷受実績により鬼北町と按分して、松野町分を予算計上しています。参考にあるように、育苗センターも使用に耐えがたい状況となっており、続けて令和7年度に改修見込となります。予定としてご承知おき願います。この改修の財源は、過疎債ハード分を充当予定であります。

予算書に戻っていただき、79ページ中段～81ページ上段、6款、1項、4目 担い手育成対策費は、81,979千円を予算計上しています。予算の全体説明として、農業部門の地域おこし協力隊の活動に係る経費として、人件費、需用費、借上料などを総額で10,286千円を計上しています。農業部門の協力隊としては、活動中の2名であります。12節 委託料には、(株)松野町農林公社に対する総合営農拠点施設等指定管理料24,000千円を昨年同額で計上しています。14節 工事請負費は3,968千円で、公社トマトハウスの温室制御装置の改修と営農拠点施設の会議室等のLED化を予定しています。17節 備品購入費は、旧マンゴーハウスの育苗ハウスで使用する育苗メタルベンチ購入費であります。18節は負担金、補助金で、主なものを説明します。アグリレスキュー事業補助金4,500千円、認定農業者経営支援事業補助金に2,200千円、特産作物推進事業費補助金に5,814千円、新規就農者支援事業費補助金に3,920千円、地域おこし協力隊起業支援補助金が1,000千円、担い手確保・育成対策事業費補助金5,930千円、新規就農者経営開始資金が1,500千円、ページが移り81ページ上段、新規就農者経営発展支援事業費補助金が7,500千円を例年どおりの考え方で計上しています。

では、資料を説明します。4ページになります。特に重点課題と捉えている、農業の担い手確保・育成対策に係る部分をまとめたものになります。業務計画でも申しましたように、農業における喫緊で最大の課題は、担い手確保であります。担い手育成対策費の内、

その対応分を抜粋したものであります。事業イメージに、項目を列記していますが、特に項目2が新規となるものであります。ふるさと創生課所管の商工観光費の内、DXによる移住体験×関係人口増加プロジェクトの事業を利用したもので、農業部門に係るものを予算化しています。事業の概要は、労働力の不足する農家と、全国各地を旅をしながら活動する労働力を、伴走企業のシステムを利用してマッチングし、農繁期の労働力を確保することを目的としているものであります。県の補助事業を活用しながら、滞在費などをサポートする予算を計上しています。その他の対策は、既存のものに再計上であります。概要欄にあるように、様々な入口から、関係していただく方々を呼び込み、ひいては、農業の担い手へとつながることを目的として、事業を推進していきます。なお、県事業の内容については、創生課が全体的な経費を予算化しているため、そちらで説明が行われます。

概要にありますように、農業に興味のある方が、農業を体験していく「援農ボランティア」、農業により労働の対価として賃金を得る「フリーアルバイター」と、目的に合わせた窓口で対応することから、研修生や協力隊員へと導いて行き、担い手の確保に繋げることを目的とした事業であり成果を求めて実践していきます。予算書に戻り、この担い手育成対策費の財源には、県補助金が10,520千円、過疎対策事業債のハード分が8,400千円、ソフト分が24,800千円の合計33,200千円が充当されています。

予算書81ページ中段、6款、1項、5目 農地費は、9,960千円を予算計上しています。予算の主なものは、12節 委託料に豊岡前中央水路改修事業計画作成委託料を5,000千円計上しています。年次的に実施している改修事業の内、令和6年度該当部分になります。資料の5ページに、説明資料を作成はしていますが、既に報告してきたものと同様であります。事業の年度別振分、財源措置などお目通しによりご確認願います。ちなみに、今年度の

計画策定分は、全額国費補助であります。その他、18節には、農業農村整備事業費補助金に、5部落分の事業費4,500千円を計上しています。引き続き、部落からの要望に対応したいと思います。

予算書81ページ下段～82ページ上段、6款、1項、6目 日本型直接支払事業費は43,621千円を計上しています。予算の大部分は、18節の内、中山間地域等直接支払交付金32,429千円と、多面的機能支払交付金9,741千円であります。その他、業務遂行に必要な委託費として、12節 中山間地域等直接支払制度支援委託料1,320千円を計上しています。両制度の交付金とも、事業費の1/2が国費、1/4が県費であります。

予算書82ページ、6款、1項、7目 鳥獣被害対策費は34,547千円を計上しています。令和5年度の捕獲実績は、ここ数年の状況、傾向と同様に、横ばいではありますが、高知県も含めた近隣市町の捕獲実績は、増加している実情もあります。6年度の捕獲予測としましては、広域な実情を踏まえながら、町の捕獲数推移も勘案して、予測数値を算出しています。予算の主なもの、まず、7節 報償費に、有害鳥獣捕獲報償費として10,403千円、12節 委託料に有害獣解体処理施設指定管理料として5,000千円を計上しています。17節 備品購入費には貸出用の捕獲檻、追い払い用の電動ガン、施設で使用するペットフード作製の食材粉砕機の購入費を計上しています。18節の主なものは、鳥獣被害防止施設整備事業補助金を県補助分も含め1,320千円、鳥獣被害対策事業費補助金として7,000千円、鳥獣被害防止総合対策交付金として7,929千円を計上しています。この鳥獣被害対策費には、県補助金が13,320千円、過疎対策事業債ハード分600千円が充当されています。

予算書83ページ、6款、2項 林業費、1目 林業総務費は、26,747千円を計上しています。予算の基本的なものは、山林

委員の報酬ほか、事務局職員3名分の人件費と各種協議会等負担金であります。

予算書84ページ～85ページ、6款、2項、2目 林業振興費は、54,344千円を計上しています。予算の主な内容は、先ず林業部門の地域おこし協力隊員を新設しており、その経費を報酬、手当、共済費、需用費、使用料及び賃借料に計上し、総額4,252千円であります。財源は、全額、特別交付税措置となります。担い手確保対策のひとつとして、林業部門でも移住者確保対策を展開するため、8節の旅費、13節の会場借上料を増額しています。12節 委託料に、森林経営管理業務委託料として9,328千円、森林GIS再構築業務委託に4,730千円、林道の橋梁トンネル点検委託に4,500千円を計上しています。85ページに移り、17節 備品購入費にはフォレスト(株)のまき割能力向上、効率化のための送材機購入費を計上しています。18節の内、南予森林管理推進センターの負担金が4,713千円、搬出間伐促進事業費補助金3,705千円と、造林事業費補助金5,941千円を計上しています。林業新規就業者支援事業費補助金は1,540千円であり、担い手、林業従事者の確保対策であります。最後の木質バイオマス推進事業補助金は、まきステーション運営費補助金に代わるもので、フォレスト(株)の事業実績に併せて支出を行うものであり、7,000千円を計上しています。林業振興費の内、財源には一般財源の29,700千円の内、森林環境譲与税が24,032千円、その他財源の内、森林環境譲与税基金繰入金が176千円、過疎対策事業債ハード分が3,100千円、ソフト分が18,800千円の合計21,900千円が充当されています。

林業振興費も資料を作成しています。先ず6ページ、森林環境譲与税に係るものであります。山崎議員の一般質問の折にも、森林環境譲与税の用途を説明する旨の答弁をしたこともあるため、その部分を資料にまとめています。予算説明と内容は重複するため、細目

までの説明は省略させていただきます。①森林経営管理事業、②システムの再構築、③南森センターの運営費が森林づくり事業、いわゆる森林整備に係るものであり、青字の※印1であります。森林環境譲与税の主体的目的であり、8割近い金額を振り分けています。項目4以下が、担い手募集、就業者支援事業、アカデミー負担金であり、人づくり事業、担い手確保、育成に係るものであり、赤字の※印2であります。令和6年度からが、森林環境譲与税の満額交付であるため、交付額も勘案しながら、次年度以降の町独自活用も十分検討し、納税者の理解と協力が得られる施策実践を構築いたします。

資料の最終7ページ、木質バイオマス事業に係る部分をまとめたものであります。令和5年度にまきステーションがフォレスト(株)に法人化したことにも鑑み、今年度以降、どのように事業が展開、発展しているかを説明するものであります。イメージ欄にある、項目1、2は従前の活動であります。項目3、4は、大きな目標としていた森林整備のための事業体となることや、人材を育成する場としての役割が追加されてきていることを見ていただきたいと思います。概要欄では、事業の具体的項目と予算計上している詳細を記しています。推進事業費補助金は、様々な意味合いを兼ねているため、全ての項目に重複計上となっております。ご了解いただきたいと思います。財源にも、過疎債、森林環境譲与税、特別交付税を充当している部分もご理解願います。

予算書85ページ下段～86ページ上段、6款、2項、3目 森林基幹林道整備費は14,270千円で、予算の主なもの、林道の維持管理に必要な工事請負費、維持管理委託料を計上しています。14節 工事請負費には、通常管理分に加えて、前年度測量設計を行った日吉松野線の排水対策工事部分を追加しています。86ページ、18節には県が事業主体となり、継続して事業を実施しています豊岡宮川線事業に対する負担金5%分の3,000千円と、

既に移管を受けている緑資源幹線林道の受益者組合助成金 1, 176 千円を計上しています。

予算書 86 ページ中段、6 款、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費は 1, 097 千円の予算計上であり、18 節に広見川漁協、目黒川協議会への団体補助と、うなぎ等の放流に対する事業補助金を計上しています。放流補助金には、新規としてアマゴ放流経費を増額しています。

予算書 122 ページ上段、歳出の最後、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、1 目 農地農業用施設災害復旧費、2 目 林業施設災害復旧費は、存置予算としてそれぞれ 1 千円を計上しています。以上が歳出予算となります。

次に、歳入予算について説明します。歳入については、国、県から交付を受けるものなど、主要な部分に限って抽出して説明したいと思います。

予算書 15 ページ下段、2 款 地方譲与税、3 項、1 目、1 節 森林環境譲与税は 24, 032 千円であります。歳出予算 6 款、2 項、2 目 林業振興費に充当されるものであります。

予算書 23 ページ中段、14 款 国庫支出金、2 項、4 目、1 節 農地費補助金は 5, 000 千円で 6 款、1 項、5 目 農地費に充当します。

2 節 林業振興費補助金が 2, 475 千円であり、6 款、2 項、2 目 林業振興費に充当します。

予算書 26 ページ中段、15 款 県支出金、2 項、4 目 農林水産業費県補助金の、1 節から 6 節には、農業委員会交付金をはじめ、米政策補助金、棚田保全活動補助金、担い手関連事業補助金、中山間等直払制度交付金、有害獣駆除関係補助金をそれぞれ計上しており、総額で 62, 794 千円であります。6 款、1 項、1 目から 6 款、1 項、7 目までの農業関係支出予算に充当するものであります。詳細はお目通し願います。

予算書34ページ中段、最後に、21款 町債、1項、1目、1節 過疎対策事業債の内、農林振興課分が細節の過疎対策事業債ハード事業分として18,000千円、ソフト事業分として45,400千円の合計63,400千円が含まれており、歳出予算で説明したとおりそれぞれの事業、予算に充当を行います。

長くなりましたが、令和6年度松野町一般会計予算の内、農業委員会、農林振興課所管分の説明であります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

安西委員長  
山田委員

担当課長の説明が終わりました。委員からの質問を許します。

以前もちょっとお聞きしたんですけど、サル追い払いの件なんですけど、よく抑止対策としてということで対応、検討というか計画されておるようなんですけど、以前はロケット花火型の追い払いのもので、私も何回か打ったりして、それだけサルが来よるということなんですけど、それやったらですね、ちょっと火をつけるのにも時間かかるし、逆に不発になった場合に、ちょっと火災とかですね、そういう恐れもあります。

実際に私1回だけ、隣の空き家の家なんですけど、ちょっと草が枯れたようなところがあって、そこへちょっと着火したような形で、少し火が燃え上がったことがあって、ちょっとびっくりしたんですけど、それはそれとして、先日鉄砲型の音の出るやつですかね、それをちょっとサンプルで、ちょっと頂いとして、今後それを予定してるようなことを、ちらっとその方から聞いたんですけど、たまたまそれを家に置いとして、またサルが来まして、今度はそれをちょっと、サンプルでしたのでね、ちょっと使ってみようと思って、音だけで物は全然出ないんですけど、引き金鉄砲型ですから引き金引けばバーンと音が出て、だからやっぱりサルも音がやっぱ鉄砲型の音がしますから、それで逃げて行って、ずっと追っかけて行って、4つか5つあったんですけど、全部使って結果的には山の中へ逃げていきました。それが今後有効なんかなと思いました。

さっき言ったように火をつける手間もないし、火災の原因になることもないでしょうし、ただ鉄砲型なんですけど、簡単にできるんですけど、やっぱ音だけなので、もうちょっと危ないものじゃいけませんけど、ちょっと出るようなものか、もしくは、鉄砲の本当の形のようにしたらいいんじゃないかという提案はさせてもらったんですけど、今後それを予定されとるんやろうと思うんですが、その配布ですよ。それが個人的に購入せないけんのか、役場の方で必要などころに配布してもらえるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

それともう1点は、キウイの花粉事業ということで取り組まれてると思うんですけども、現状のまだ取り組み始めやと思うんですが、現状の実施状況、もしこういう状況になってまして今後こういうふうにする予定等がありましたらちょっとお聞かせを頂いたらというふうに思います。

小 西 課 長

サルの追い払いの件につきましては前回の議会、そして部落周りの座談会の折にも、かなりの意見が出されまして、農林振興課としてもその点については十分承知をしておりますし、重要な案件として認識をしております。

猟友会にも再度お願いをして、まとまった追い払いの活動、そして追い払いの体制を作ってもらおうということも協議をしておりますし、実践をしないといけないということで猟友会の方も、もう一段ギアを上げた対応をしていただくようお願いをしております。

捕獲をするのが1番の手段で、ハードの極みですのでそれが1番いいんですが、やはり、ほかの鳥獣と比べるとやはり捕りにくいというのがありますので、全てを捕獲してしまうのは難しいと思っております。

その点におきまして、うちも今まではロケット花火を配布しながら、追い払いの活動を農家の方にお願いをしてたんですが、議員質問のとおり、火災の危険性であるとか、やはり高齢化して使いづらいと

か、必要なときにさっと間に合わないとかいうことがあって、それをどう改善していくのかということを検討しておりました。

農業委員と地元のクラッカーの会社の役員を兼任しておる方から御意見を頂いて、率先してそういう品物を開発していただいて、サンプルが出来上がっています。それが一つは山田議員のところの御手元にも配布されたのかなと思っております。

うちにもサンプル提供頂きまして、先日、南予地区の鳥獣対策の担当者協議会の研修会が、松野町を会場にして行われまして、八幡浜管内を含めて、行政の職員だけでなく、県、そしてJA、そして共済組合、その辺りの方、50人ほど集まっていたんですけど、そのときにそのサンプルをお渡しして、各地区でも使ってみてくださいということで、今、そのアンケートを取りまとめている状況でございます。

メーカーの方も、今の状況はそのままでもいいとも思っておりませんし、かなり値段設定も高いところに設定されておりまして、やはり、広く普及をしないと価格帯のこともありますので、いかに普及させていくかというところを検討されている様子であります。

ですからうちとしましても、もちろん町内で有効に使えることも実施をしていきたいと思っておりますし、できれば県内状況は変わりませんので、その発案がいろんところで効果的に使っていただけるように、広く普及も一緒にやりたいなというふうに思っております。

今、戻ってきているアンケートを見ますと、やはり使ってみると安全性もいいし、効果もあるという意見がついておりますし、管内だけでなく、西条市の担当もそういう状況を非常に嘆いていたので、そちらにも情報提供をしますということで、管外にも波及をしていく兆しもあると思います。

特に、安全安心で効果の上がるものを普及していくことが大事だと思っておりますし、サルの被害が出たときには、うちもできるだけその現場に駆けつけて対応するようにもしております。

実際にうちに預かってるクラッカーも持って、この前豊前の山の中にも入って行って、追い払いもやってみました。

かなり音も反響しますし、火薬臭も臭いますので、効果はあるとは思いますが、たちごっこになってもいけませんので、どういうふうな改良をしていくかということも踏まえて、メーカーさんともまた協議を進め、できるだけ普及をして使えるものにしていただきたいと思います。

それと、備品購入費の中に貸出し用の檻と、それと追い払いに使う電動ガン、それを購入するということをお先ほど説明させていただきました。

いろいろなものの組合せによって、猿が本物の鉄砲で撃たれるんじゃないかという錯覚をさして、余り近寄らないような状況をつくるのが大事だと思っておりますので、そのための努力は一生懸命にやっていきたいと思っております。

猟友会でできるところと、農家や私たちができる部分、そこをうまく組合せながら、できるだけ効果のあるものにしていきたいと思っておりますので、またその辺、地域での実証も非常に大事になってきますので、また御協力を頂ければと思っております。

それとキウイの花粉事業につきましては、令和元年度から取り組みを始めて、1番最初に植栽をした樹体につきましては、令和5年度に正式に収穫ができて、3農家とも出荷にこぎ着けました。

かなりの高単価で取引をされておりますので、収益性の確保については、ようやく実証がされたという状況であります。

その状況を踏まえて、2戸の農家が今年度、園地の拡大をしてくれております。

県の実証事業を活用して、ほぼ倍の面積になるほどの園地を拡充しております。ちょうど昨日協議会の方で、その園地の引取りの検査をしたところであります。

それによって、当初の予定でありました園地の成園化したときの1

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>0キロが20キロに近いだけの収量になるのではないかと見越しておりますし、県内の輸入花粉の使用量が30キロと言われておりますので、取りあえずその30キロには早く追いつきたいと思っております。</p> <p>新規の農家の希望も、今、聞いておりますので、その3戸だけでなく、新たに収益性や効果を感じていただいて、新しい人に普及ができるようにまた努めて参りたいと思っております。</p> <p>まずサルスの追い払いの件なんですけども、クラッカーの方を企業と連携して進められてるということで、私が使った、さっきも言いましたけど、効果がありそうですし、簡単にすぐ使えますんでね、身近に置いとったら、あれでうちだけかどうか分かりませんが、やっぱり定期的にサルスが来るものですから、ちょっとそれがあつたら、少しは安心材料になるかなと思いますんで、低価格とは言いませんけど、リーズナブルな価格で普及できるように、また努めていただければというふうに思います。</p> <p>それとキウイ事業の件につきましても、経過を説明頂きまして、利益につながりそうや、つながるということをお聞きしてますし、将来性もある事業かなというふうに思いますんで、引き続き、拡大に向けて取り組んで頂ければというふうに思います。</p> |
| 山 崎 委 員 | <p>何点か、お礼と質問を申し上げたいと思います。</p> <p>まず9月議会での私の一般質問で特産品の桃の対策のこと、今回の予算で事業化また予算化していただいたことをまず、ありがたいと思ってお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>そして12月議会での、アマゴの放流事業ということで、これも事業化していただきましてありがとうございます。</p> <p>あと質問の内容としては、まず1点、お聞きしたいことがあります。</p> <p>業務計画の18ページに出ております私が質問した農業排水ですね。広見川の水質汚濁の問題なんですけど、具体的に同じことを毎年、内容同じでしていても多分もう改善されないというふうに私は思っ</p>   |

小 西 課 長

てるんで、そこを何とか取り組むという御返答頂いてるんですけど、具体的に新たな政策とか、告知とかそういうものをぜひ考えていただきたいんですけど、今のところどういう形でこのことを、対策を考えられているのか、お聞きしたいと思います。

一般質問のときにもお答えしたように、基本的に農業の排水の基になる部分というのは、地域的地理的な要件もかなり含まれておりまして、それと松野町の広見川水系だけが対応したのではなかなか対応ができないということはもう御承知のとおりだと思っております。

そのために農業排水対策協議会を宇和島市の三間、鬼北、松野で組織しておりまして、県の指導のもと、対策を進めて参っております。

濁水を防止するのに、1番の効果的な対策としては、やはり石膏資材を撒いて沈殿を抑え、その沈殿を抑えた排水を濁りのないように排出するという事に尽きるんじゃないかと思っております。

その観点から、できるだけ濁水の厳しい河川域のところ、なるべく広域的に利活用してもらって効果的に排水をしてもらう、これに尽きるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点については粘り強く協議会の中で、面積拡大に努めていく、いきたいと思っております。

その流れで、令和6年産の水稻については、松野町でも1件、大型の農家の方が石膏資材を撒いて、濁水防止にどれだけ効果があるのかということの実証と、既に三間、鬼北の大型の農家が環境米として販売をしている同じブランドで販売をして、その石膏資材分とか労力がかかった分を、環境に配慮したお米ということで価格転嫁して、どれだけ有利に販売ができるのかというような実証もしていきたいと思っております。

その辺に結びつきますと石膏資材を投入しても、販売に結びつくということになれば実効性も出てくると思いますので、やはり効果がどれぐらいあるのかということも実証する必要がありますので、その点をまた見極めたいと思います。

完全に濁水が止まることができるのかということ、なかなかそれは難しいと思います。

高知県側からの要望が強くて、この排水の問題は、クローズアップされているところが大きいんですが、以前から知事会議の中の議題としてずっと取上げられて参りましたけれども、愛媛県側の協議会が、そういう具体的な対応をやっていくことで、お互いの問題として、知事会議からその協議が外れていったという経緯もありますので、どこまでやれば高知県側が、それを理解しながら共存する問題として、取り組めるのかということも協議していく必要もあるんじゃないかなというふうには思っておりますので、しっかりとした対策を続けていって、高知県側に理解をしていただく、これに尽きるんじゃないかと思っておりますのでその活動はしっかりやりたいと思います。

それより以上に、環境浄化をするような仕組みを川の中に作るとか、その大きなハード整備の構想もその事業的にはありますけれども、その費用対効果を考えたときとか、河川の関係を考えてときとか、あと災害の問題を考えたときに、なかなか効果的ではないし、実効性が厳しいかなというところもありますので、そうすると農家の意識を上げながら排水の対策を講じていくことにしなければならないかもしれないので、その辺のハードとソフトの面を組合せながら、これは関係の市町が連携して推進していくしかありませんので、その辺をしっかりと考えていきたいというふうに考えております。

山 崎 委 員

前言ったことと同じだろうと思うんですけど、もう来月には田植と代掻きという、農繁期に入って当然濁水の問題が出る時期になって参ります。

私が言いたいのは、それまでに区長を通じてですとか、組長とか、会合等で水をしっかり止めましょうよっていうそういう部分のことを、今1度、念押ししていただきたいなということが、言いたかったわけです。

技術的な部分、当然費用もかかるんで、その辺は難しいなというの

は思います。

ただ、やっぱり一個人の意識という部分がすごく大きいんじゃないかなと思ったんでその辺の啓発をいま1度、田植の時期までにしていただいたらと思います。

次の質問、農業委員会の農地法の改正の問題なんですけども、かなり今までのような農地の貸し借りの簡単に手続きができた部分がかなり難しくなるようなイメージが私の中にあるんですけど、その中で心配していることが、言ったらヤミで土地を貸し借りするような、もう手続きが余りに複雑になってくると、農業委員会を通さずに、土地の貸し借りという問題が多くなるんじゃないかなというふうにちょっと心配しております、その辺の対策等をどういうふうに考えられているのかお聞きしたいことと、最後に森林環境譲与税の積立金に8,000円という金額が出てたんですけど、これは来年度譲与税を頂いた分のうち、もう8,000円が残るぐらいで後はしっかり使いますよという意味合いなのかどうか、その辺もお聞かせしていただいたらと思います。

小 西 課 長

ちょっと前の質問の答弁になりますが、啓発活動、重要なのは十分分かっておまして、協議会で作ったチラシを3月の広報と一緒に配布することを計画しておりますし、またその時期には排水に注意する防災無線での呼びかけもさせていただきますのでそういう対応はしっかりやらせていただきます。

農地法の改正に伴う、農地の貸し借りの問題、農業委員会の基本方針の中でも少し問題があるということで私も触れました。まさしくそのとおりでございます。農地法といいますか農地の貸し借りの大部分が、農業基盤法という法律に基づいた、集積計画にAさんの土地をBさんが使うよということで盛り込めば、それで土地の貸し借りが成立するということで、それが1番、簡潔な農地の貸し借り、手続も簡素で、非常にやりやすいということで、今8割近くだと思います。

基本的には、ほぼ町が扱う貸し借りは全部だと言っていいんですけ

れども、AさんからBさんへの農地の貸し借りは基盤法によって、手続がなされております。

それが先ほど言いました地域計画、人・農地プランを置き換える地域計画を策定したときと同時に、基盤法の手続は終了となってしまいます。

基本的には基盤法はもう終了してるんですが、地域計画が策定するまでの特例措置として、基盤法の手続がまだ残っているという状況で、地域計画も6年中には策定をしないといけない、法定業務でありますので、自ずと6年の最後には地域計画をつくって、基盤法の手続ができなくなる。これは法的に決定しておりますのでそういうことになります。

そうしますと農地の貸し借りをどういう法律でやるのかということになりますが、三つあるうちの一つがなくなりますので、あとは農地法と、いわゆるバンク法、愛媛機構がやっておりますバンク法によって、土地の貸し借りをやることになります。

農地法につきましては、貸し借りをしますと、その所有権がずっと引っ付いていってしまう、昔ながらの法律の非常に運用のしづらい部分があるので、自ずとバンク法を使って貸し借りをしないとイケなくなると思いますが、これにつきましては、通常の手続をしますと、機構の手続を踏まえ、県の意見を頂いて、それを踏まえて農地の貸し借りが完結するということになるので、手続的にも幾つかの機関を通さないといけない。

機構の理事長さんとか知事の許可が要りますので、複雑になるということは想像できると思いますし、基盤法は現の耕作者と所有権のある方の同意で比較的、安易に手続ができるんですが、農地法、バンク法になりますと、その辺の相続関係がしっかりと全員の同意が得られたものでないと、手続できなくなりますので、そう考えただけでも非常に煩雑になるんだなということが想像できると思います。

ですからバンク法を使うとしても、なかなか手続が複雑になってく

るっていうのは私たちも少し対応を考えておかないといけないところでもあります。

県の許認可については、市町村に権限を委譲しようということで進んでおりまして、機構につきましても、人員がなかなかないという状況で、基盤法でやってる全県の案件を一度いっぺんに機構に預けても手続ができないので、この6年度中には機構の権限も市町村に移譲する、何かの施策を講じるということで進められておりますので、そうなると市町村の農業委員会で、市町等の手続で完結するようになるので、ある程度その辺は簡略にできるかなというふうに見通しを立てておりますが、まだ途中経過ですので、明確にどうなるっていうことは今のところここでは言えませんが、そういう流れで進んでいるということで御理解を頂いたらと思っております。

あと森林環境譲与税につきましては、先ほど言ったように6年度が満額交付になりまして、若干交付の基準が見直しになると、金額の増減はあるかもしれませんが、6年度に交付される金額で推移していくということが予測をされます。

そうなったときに、過剰に事業を組みますと、基金の積立てをどんどん充てていくもしくは足りなくなると、一般財源を充てていかなければならないということになりますので、やはり交付された金額に見合う事業を年間通してやっていくっていうのが大事になってくると思いますので、6年度については、交付された金額を満額使って、御指摘のあった若干積立てしている基金も一部充てながら、事業を展開するようにしております。

既に基金に積立てた金額がありますので、そこには利息が生じてきますのでその利息分を、基金にもう一度積み増しをするということで、基金の積立金については考えておりますので、財源については徐々に、基金を取崩しながら対応していく考えで今進めております。

山 崎 委 員

もう一つ質問をしたいと思います。

有利な補助とかが使える認定農業者っていうものがあると思うん

|             |  |
|-------------|--|
| <p>小西課長</p> | <p>ですけど、その認定農業者の条件等っていうのが、何回か変わったのは私も知ってるんですけど、今の認定農業者になる条件というのを教えていただいたらと思います。</p> <p>基本的に認定農業者になるには、経営改善計画っていうのを出していただいて、それを申請機関で審査して、町が最終的には認定をすれば認定農業者ということになります。</p> <p>その中には、所得の要件とか、労働時間とか、経営状況をどう改善していくのかとか細かい内容はありますけれども、その点につきましては申出をしていただきますと、町と担当と、あと指導班、県の担当が一緒になって相談をして、経営計画を立てながら自立できるものに仕上げていきますので、そういう状況を踏まえながら認定農業者として認定をしていっているところでございます。</p> |
| <p>山崎委員</p> | <p>分かりました。</p> <p>面積等とかの制約っていうのは今の状態ではないという認識でよろしいんですか。</p>  |
| <p>小西課長</p> | <p>面積が幾ら以上じゃないと駄目っていうことではなくて、経営の改善計画ですので、3反ある農地を4反にするとか、同じ3反も所得を100万から200万に改善するとか、トラクターが1台しかないのを大きいのにして経営の向上を図るとか、そういう経営の改善が見込まれる計画を立てていただければそれでいいということになります。</p>  |
| <p>山崎委員</p> | <p>分かりました。</p> <p>面積での制約はないということだったので、さっき有機農法とかを支援するような事業計画もありましたんで、ぜひ特色あるような農業をされてる方とかにも是非認定農業者になっていただいて、しっかり農業に携わっていただけるようなことをしていただいたらと思います。</p>   |
| <p>山石委員</p> | <p>鳥獣被害について、先ほどの山田委員との意見とも同じなんですけど、サルは音だけに怯えるのか電柵されとるとこなんか危険って書いてる。人間が危ないのに、サルがこたわんのやろうか、ちょっと電柵では防止できるのかちょっとその点が、分からんので教えてもらった</p>   |

|                |   |
|----------------|---|
| <p>小 西 課 長</p> | <p>らと思うんですがよろしくお願いします。</p> <p>危険と書いてあるのは人間に危険防止をやっているところで、本当はサルが字が読めれば感じてくれるのかなと思うんですが、正常に機能している電柵なら、効果はあると思いますが、多分議員の地元の富岡の林地の中の水田とか畑に電柵を張りますと、草が伸びて草が当たって漏電して効果がなかったとか、もしくは、隣の竹やぶから竹がぐっと伸びて、その竹にサルが上って自然とたれてくると、園地の上まで行ってそこから園地に入ってくるとか、サルもかなり知恵を使って園地の中に入ってきますので、周りの環境もしっかり整えるっていうことが、その電柵を効果的に使うことにつながります。</p> <p>せっかく電柵張るとるのに中にサルが入ったんよっていうことを聞きますと、必ず私たちも行つて、どこから入ったのか、どういうことで効果が失われたことにつながったのか、そういうことは農家の方にもちゃんと指導をしながら、効果的に、せっかく設備投資をしたものが有効に使われないともったいないことになりますので、効果がちゃんと発揮できるような使用の仕方というものは、指導していっているところでございます。</p> |
| <p>山 石 委 員</p> | <p>昨年、ブロッコリー農家の方がもう半分ほどサルにやられて、弱っておるとい話を聞いたときに、電柵をやったらいんじゃないかなろうかと思ったけど、ちょっと私もその辺がはっきりせんかったので、そういう話をせんかったんで今聞きまして、電柵の効果があるということが分かりましたので、そういう説明をしておきたいと思います。</p>  |
| <p>赤 松 委 員</p> | <p>私の方からは業務計画の中うたわれております、日本型直接支払制度の運用についてお聞きしたいと思います。</p> <p>本町のような中山間地域の条件不利地での農業振興を推進することは、大変厳しいものがあるわけでございますが、今まで中山間地域等直接支払制度や、多目的機能支払制度の支援を受けて、農地の維持ができています。</p> <p>そのような中で現行の第5期の中山間地域等の支払い制度は今年</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>小 西 課 長</p> | <p>度で終了し、第6期制度の制度設計に向けた動きと、もう1点、多目的機能支払制度の見直しに向けた動きが行われるということでございます。</p> <p>そのような中、大変これは大事な制度でございますので、今の段階で方向性とか分かる範囲説明を頂いたらと思います。</p> <p>国の方も最終的な制度設計をしている段階で、私たちも6年度で第5期が終わって、いかにそれを続けていただくかということに注力をしているところでありまして、私たちも制度の内容については気になるところで、これは担当は県の南予地方局農村整備課になるんですが、農村整備課の担当を通じて確認をさせていただいておりますけれども、あまり具体的な内容がおりてきてないというのが正直なところでございます。</p> <p>その中で、基本的な単価設定は見直しがなく、基本部分はそのままで運用されるんじゃないかというふうな考えを持たれておるようでございますが、現状、制度が変わっていく中で、今まである程度共同活動とかをやって農地を維持してきた方々、どんどん年齢が上がってきて、もうそれすらできないので、協定を外れたいっていう方、そういう集落も今出てきているのが実情でありまして、それを食い止めるための対策と、もう少し制度を有効に活用した対策と、多分両極端に分かれていくんじゃないかなと思います。ですから、もう活動だけ参画するのであれば、今もう10割単価と8割単価っていうのに分かれてるんですが、もう少し率を下げても協定だけは続けてくれっていうふうに、もしかしたらなるかもしれませんし、超急傾斜加算とか普通の加算の上に、もっと、条件の悪いところの加算がありますが、そういうところの条件を厳しくし、単価を上げるとか、そういうふうな改正がもしかしたらなされるんじゃないかなというふうにちょっと考えているところです。</p> <p>多分同じ条件のまま新しい制度を運用するということは国も思いませんので、どんどん改善をしていくのであれば、そういう</p> |
|----------------|--|

ところが見直しをされるんじゃないかなとは思いますが、ちょっと具体的なところの条件がまだ分かっておりません。

でも、続けていかないと、農地の維持はかなり困難になりますので、この制度を継続していくための集落との協議についてはしっかりとやっていきたいと思っております。

今、協定をしている中で、10割単価満額の交付を受けるところが6協定あります。

10割の単価を受けるためには、集落戦略というものを作らなくてはなりません。

その集落戦略は何かというと協定の中に入っている農地が、この制度が終わるときからまた次に行くときに、誰がちゃんと農地を守りますよということを一筆ずつ全部、つけ加えないといけないんですが、そうして初めて今10割単価になるっていう内容になっておりまして、今、6つの地区がその協定に取り組んでおります。

本来であれば6年度いっぱいで作ればいいんですが、ぎりぎりにするわけにはいきませんので、うちとしては、今年度中に10割単価で今交付を受けているところの6地区については、集落戦略をしっかりとつくろうということで、今、地域に出向いて、協定の役員や参加者の方たちと膝を交えた協議を進めておりますので、そういう中で、次期制度への発展性といいますか継続性についても含みながら、今説明をしておりますので、地域と一緒にまた取組みを続けていきたいというふうに思っております。

赤 松 委 員

今の課長の方から御説明頂きましたようにこの制度は本当、松野町のような中山間地域での農地の維持活動にはもう大変重要な、根幹の制度であると思われまますので、ぜひ制度がもう固まってしまったら、なかなかもうその方向での運用になりますので、是非町長におかれましても、この制度改正に向けて政治的な動きも是非していただいて、中山間地域の農地を守るような、制度改正に一步でも進展するようによろしくお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>坂 本 町 長</p>   | <p>ありがとうございました。</p> <p>まさしく中山間直接支払と、あと多面的機能の支払い、両方合わせて日本型直接支払制度と言っておりますけれども、両方とも、松野町の農業を持続するためには、非常に重要な制度というふうに思っております。</p> <p>土地改良区の方でも、こういった事務の支援を積極的に受けるようにということで、先日の総代会でも発表させていただきましたが、まず国のこの制度が維持できますように、私としましてもいろんな会に属しておりますので、そういった全国につながる組織の力を十分に発揮をしながら、この制度の維持に努めて参りたいと思います。</p> |
| <p>安 西 委 員 長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>質問が無いようであれば、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております、議案第12号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p>  |
| <p>安 西 委 員 長</p> | <p>(異議なしの声)</p> <p>賛成全員です。</p> <p>したがって、当委員会は、議案第12号「令和6年度松野町一般会計予算」、農林振興課・農業委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和6年5月2日</p> <p>松野町議会産業常任委員会委員長 安西 博文</p>  |